

○ 外国監査法人等に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（訳文の添付）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）<u>第五章の五</u>の規定により金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類のうち、<u>法第三十四条の三十六</u>第二項の規定により添付されるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。</p>	<p>（訳文の添付）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）<u>第五章の四</u>の規定により金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類のうち、<u>法第三十四条の三十六</u>第二項の規定により添付されるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。</p>